

入札手続きにおける技術者の専任配置の確認方法の変更について

落札決定を行うにあたっての、技術者の専任配置にかかる要件を満たすことの確認方法を変更します。

●対象工事

- ・「入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に技術者の専任配置にかかる要件を設けている工事

●取り扱い

<現行>

- ・技術資料を提出した日から他の現場の専任配置となっていないこと又は営業所専任となっていないこと等を確認します。

<変更後>

- (1) 営業所専任となっていないことを確認します。
- (2) 他の工事の配置技術者となっていないことを確認します。

ただし、技術資料を提出した日において他の工事の配置技術者となっている場合は、完成通知書が受理されていること^(※1)及び完成検査の期限^(※2)が落札予定日から起算して5日(休日を含まない。)以内の日であることを確認します。

※1 技術資料として、施工中の工事にかかる発注者に受理された完成通知書の写しの提出が必要となります。

※2 実際の期限にかかわらず、完成通知書の受理日から起算して14日目(休日を含む。ただし、次年度となる場合は当該年度の末日。)として判断します。

●適用日

- ・平成25年3月7日以降の公告分から適用

●その他

- ・取り扱い(2)ただし書きによる場合は、契約は工事完成検査結果通知書等により、他の工事の完了等を確認の上で行います。